

# 特定電子メール法の改正等について

2008年12月

総務省総合通信基盤局

# 特定電子メール法の改正

## 1. 法改正

総務省において、平成19年7月から「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を開催し、同研究会の中間とりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、改正法案を取りまとめ、国会提出。平成20年5月30日に原案どおり成立、6月6日公布(平成20年法律第54号)、12月1日施行。

### 【主な改正内容】

#### ① オプトイン方式による規制の導入

－取引関係にある者への送信など一定の場合を除き、あらかじめ送信に同意した者に対してのみ、広告宣伝メールの送信を認める

#### ② 法の実効性の強化

- －報告徴収及び立入検査の対象に送信委託者を含め、不適正な送信に責任がある送信委託者に対し、必要な措置を命ずることができることとする
- －法人に対する罰金額を100万円以下から3,000万円以下に引き上げる等罰則を強化する

#### ③ 国際連携の強化

－迷惑メール対策を行う外国執行当局に対し、その職務に必要な情報の提供を行うことを可能とする

## 2. 省令改正、ガイドライン策定

法改正を受けて、総務省において、以下のとおり省令及びガイドラインを整備。

#### ① 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則を改正 (平成20年11月14日公布、12月1日施行)

・オプトインの例外、同意を証する記録の保存義務、表示義務の詳細等を規定

#### ② 「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」(平成20年11月14日公表)

・特定電子メール法及び同施行規則の解釈や、特定電子メールの送信に当たって推奨される事項等をまとめたもの

# 法改正に伴う省令改正の概要

## 省令の内容の概要

### ○電子メールの定義における通信方式

ウェブメールサービス等を利用した送受信の場合も定義に含まれることを明確化

### ○オプトインの例外

#### ・電子メールアドレスの通知の方法

- ① 書面により通知する方法(原則)
- ② 同意確認電子メールや、契約のやりとり等において広告宣伝が付随的に行われるメールの場合等は任意の方法

#### ・電子メールアドレスの公表の方法

インターネットを利用して公表する方法(受信を拒否する旨を表示している場合を除く)

### ○記録保存

#### ・保存対象

- ①個別のアドレスに係る通知を受けた時期・方法等通知を受けた際  
の状況を示す記録 又は
- ②電子メールアドレスリストに加えて、同意取得に際して示した書面、  
電子メール、ウェブサイト画面の定型的な部分

#### ・保存期間

送信を行わないこととなった日から1ヶ月(措置命令を受けた場合は1年に延長)

## 特定電子メール法

(定義)  
第2条 (略)  
一 電子メール 特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器( (略) )の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信( (略) )であって、**総務省令で定める通信方式**を用いるものをいう。  
二～五 (略)

(特定電子メールの送信の制限)  
第3条 送信者は次に掲げる以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。  
一 (略) <あらかじめ同意の通知をした者>  
二 前号に掲げるもののほか、**総務省令で定めるところ**により自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に通知した者  
三 (略) <取引関係にある者>  
四 前三号に掲げるもののほか、**総務省令で定めるところ**により自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人(個人にあっては、営業を営む者に限る)

2 前項第一号の通知を受けた者は、**総務省令で定めるところ**により特定電子メールの送信をするように求めがあったこと又は送信することに同意があったことを証する記録を保存しなければならない。

## 省令の内容の概要

### ○オプトイン後のオプトアウト

#### ・ オプトアウトの通知の方法

電子メールアドレスを明らかにし、適宜の方法で行う

#### ・ オプトアウトの例外

- (a) 契約の申込み等をした者への通知の電子メールに付随的に広告・宣伝がある場合
- (b) フリーメールに付随的に広告・宣伝がある場合
- (c) その他広告・宣伝以外を主目的とする電子メールに付随的に広告・宣伝がある場合

### ○表示義務

#### ・ 表示の方法

表示事項ごとに指定(例: 氏名・名称等は、受信者が容易に認識できる任意の場所)

#### ・ オプトアウトの通知を受けるための通信設備の識別符号

URL又はそのハイパーリンク

#### ・ その他の表示事項

(a) オプトアウトができる旨、(b) 住所、(c) 苦情等を受けるための電子メールアドレス等

## 特定電子メール法

3 送信者は、第一項各号に掲げる者から**総務省令で定めるところ**により特定電子メールの送信をしないように求める旨(略)の通知を受けたとき(略)は、その通知に示された意思に反して特定電子メールの送信をしてはならない。ただし、電子メールの受信をする者の意思に基づき広告又は宣伝が付随的に行われる場合その他これに類する場合として**総務省令で定める場合は**、この限りでない。

(表示義務)  
第4条 送信者は特定電子メールの送信に当たっては、**総務省令で定めるところ**により、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次の事項(略)が正しく表示されるようにしなければならない。  
一 当該送信者(略)の氏名又は名称  
二 前条第三項本文の通知を受けるための電子メールアドレス又は電気通信設備を識別する文字、番号、記号その他の符号であって**総務省令で定めるもの**。  
三 その他**総務省令で定める事項**

# 電子メールの定義規定における通信方式

## 改正前の法令

- 電子メールの定義規定(法第2条第1項)において、具体的な通信方式については、総務省令に委任
- 総務省令において、SMTPとSMSを規定



## H20年特電法改正

- 海外発国内着の電子メールの送信が法の規律対象となることを明確化
- ▶ ウェブメールサービス等において国内の通信端末機器と海外のサーバ間においてSMTP以外の通信方式が用いられた場合についても、法の適用対象となることを明確化する必要

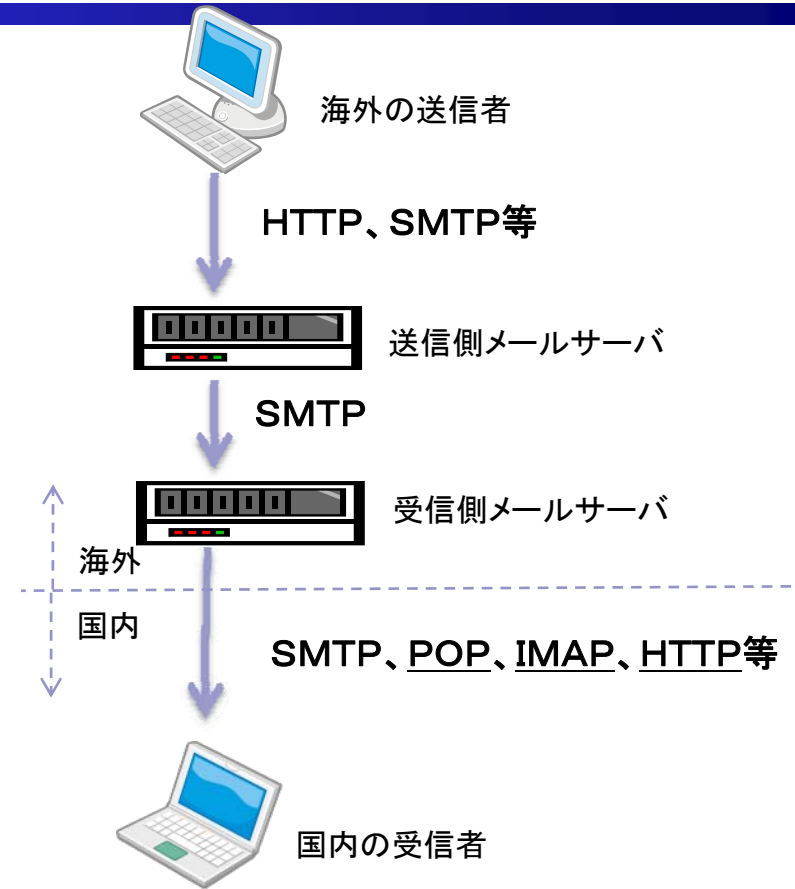


## 改正省令

- SMTPが部分的に用いられる通信方式を電子メールの通信方式として明確化。想定される通信方式は以下のとおり。

○送信者の通信端末機器と送信側メールサーバの間でHTTPが用いられるもの等

○受信側のメールサーバと受信者の通信端末機器の間でHTTP、POP又はIMAP等が用いられるもの等



※今回の改正により、通信の一部においてSMTP以外の通信方式(上図において下線を付したのもの等)が用いられるものも、電子メールの通信方式として明確化される

SMTP: 簡易メール転送プロトコル(標準化されたメール転送のためのプロトコル)  
SMS: ショートメッセージサービス(携帯電話やPHS間でごく短い文字メッセージをやり取りするためのサービス)  
HTTP: ハイパーテキスト転送プロトコル(ブラウザサーバ間でコンテンツ送受信に用いられるプロトコル)  
IMAP: インターネット メッセージ アクセス プロトコル(メールサーバ上の電子メールにアクセスし操作するためのプロトコル)  
POP: ポスト オフィス プロトコル(メールサーバからメールを取り出す時に使用する受信用プロトコル)

# オプトインの例外

## オプトインの例外(法律)

○自己の電子メールアドレスを総務省令で定めるところにより通知した者

(法第3条第1項第2号)

○取引関係にある者

(同第3号)

○自己の電子メールアドレスを総務省令で定めるところにより公表した団体又は個人(個人にあっては、営業を営む者に限る)

(同第4号)

★必ずしも明示の同意通知がなくとも特定電子メールの送信が許容される場合があることから、オプトイン規制の例外を規定

## 省令

### (1) 自己の電子メールアドレスの通知の方法

#### ① 書面により通知する方法(原則)

★名刺により通知する場合等には、通知を受けた者から送信が行われることに一定の予測可能性あり

#### ② ただし、以下の特定電子メールを受信する場合は任意の方法

- オプトインの同意確認電子メール
- 契約上のやりとりやフリーメールサービスを利用した電子メール等において付随的に広告宣伝が行われる場合

★送信の必要性と比較して、送受信上の支障の程度が軽微

### (2) 自己の電子メールアドレスの公表の方法

#### インターネットを利用して公表する方法

(受信を拒否する旨を表示している場合を除く)

★ビジネス慣習

★電子メールアドレスの公表は、基本的に、電子メールを受け取るために行われる

## オプトインの同意の取得・確認メールの例

宛先: yoshida@example.jp  
差出人: ogiyashouten@example.com  
題名: 最新ワイン情報の配信について  
吉田様

このたびは当社、扇屋商店の品評会にご参加いただきありがとうございました。

今後、当社からの情報提供の電子メールの配信を希望される場合は下記より、お申し込みをお願いいたします。

扇屋商店

<http://www.example.com/books/toroku/>

## 付随的に広告・宣伝が行われるメールの例

宛先: yoshida@example.jp  
差出人: ogiyashouten@example.com  
題名: ご連絡=====  
吉田様

ご注文のワインが届いておりますので、ご都合のよいときにお立ち寄りください。

扇屋商店

最新の出版情報は以下を見てね!

<http://www.example.com/books/shinkan/>

## インターネットを利用したアドレスの公表の例

### 会社概要

会社名: ○○○○○株式会社

設立: 平成20年6月6日

資本金: 1,000,000円

代表者: ○○ ○○

所在地: 〒100-000 千代田区霞が関9-1-1

電話番号: 03-XXXX-XXXX

電子メール: info@example.com

# 記録保存の方法・期間

## 記録の保存義務

★**オプトイン規制においては、事前の同意の有無が適法か否かの重要な判断基準**



○**総務省令で定めるところにより、同意を証する記録の保存を義務づけ**（法第3条第2項）

★**記録の保存義務については以下を考慮する必要**

- 法執行にとって必要なものとする**
- 保存を義務づけられる者にとって、実施可能であり、かつ、過剰な負担とならないこと**

## ウェブサイトの画面構成の例(ショッピング)

以下の商品がショッピングカートに入っております。

法令集	1冊	6000円
送料		380円
合計		6380円

「購入」ボタンを押すと、購入になります。

今後、当店からの新商品などの情報のメルマガ配信を希望する場合はチェックボックスを変更した上で、下の「<購入>」ボタンを押してください。

[<購入>](#) [<戻る>](#)

〇〇〇〇〇株式会社

## 省令

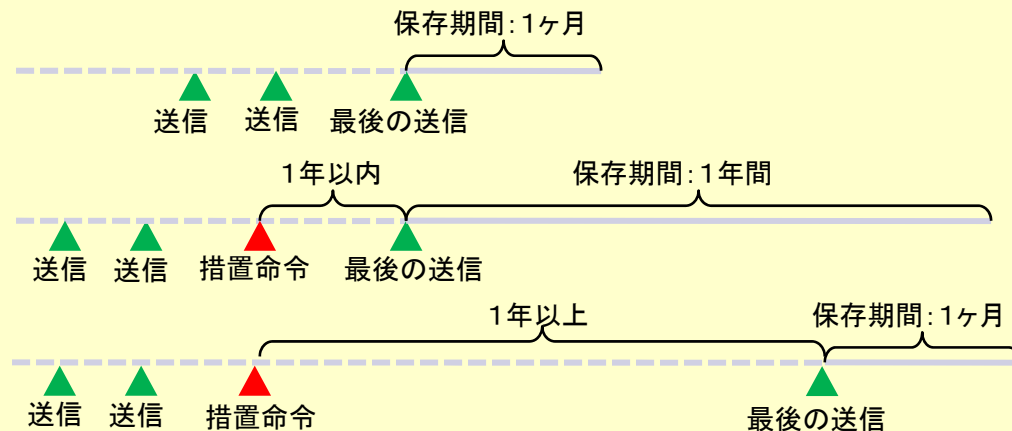
### (1) 保存の方法

以下の①または②を必要に応じ提示できる方法

- ①同意等の通知をした者の個別の電子メールアドレスに係る当該通知を受けた際の状況を示す記録(通知の時期及び方法等)
- ②特定電子メールのあて先とすることができる電子メールアドレスが特定できるようにされている記録に加えて、以下の区分に応じた同意に係る記録
  - 同意取得に際し書面(FAXを含む)を提示する場合：
    - －書面に記載した定型的事項
  - 同意取得に際し電子メールの送信を行う場合：
    - －電子メールの通信文の定型的事項
  - 同意取得に際しウェブサイトにより通信文を伝達する場合：
    - －ウェブサイトに表示された定型的事項

### (2) 保存の期間

当該記録に係る特定電子メールの送信をしないこととなった日から1ヶ月。ただし、措置命令を受けてから1年以内に特定電子メールの送信をする場合は、1年間。(なお、当該記録に係る特定電子メールの送信をしない場合には、送信をしないこととした日までの間)



# オプトイン後のオプトアウト

## オプトアウト(法第3条第3項)

○総務省令で定めるところにより特異電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、再送信禁止

## ○総務省令で例外を規定

(受信者の意思に基づき広告又は宣伝が付随的に行われる電子メール等)

## 省令

### (1)オプトアウトの通知の方法

電子メールアドレスを明らかにし、任意の方法で行う  
(改正前の規定によるオプトアウトの場合と同様)

### (2)オプトアウトの例外

以下の場合をオプトアウトの例外として規定

- ①契約に伴う料金請求やサービス内容の変更のための事務連絡の電子メール等に付随的に広告・宣伝が含まれる場合
- ②フリーメールサービスを利用して送信された場合等に付随的に広告・宣伝が含まれる場合
- ③その他、広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メール(受信者の意思に反することなく送信されるものに限る)において、広告又は宣伝が付随的に行われる場合

### 料金請求に付随的な広告・宣伝が含まれる例

○○○○○○ 様

7月の料金の請求についてお知らせいたします。

7月のご請求額 5,955円

◆ご請求額内訳

- ・基本使用料 5,672円
- ・消費税額 283円

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

最新のサービス情報は以下を見てね！

<http://www.example.com/service.html>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

○○○○○○株式会社

### 契約の前段に付随的な広告・宣伝が含まれる例

○○○○○○ 様

このたびは、当店のID登録にお申し込みいただきありがとうございます。

下記より、お客様情報のご登録をお願いいたします。

<http://www.example.com/touroku.cgi?9qu34ybt0p9q>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

最新のサービス情報は以下を見てね！

<http://www.example.com/service.html>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

○○○○○○株式会社



# 表示義務

## 表示事項

総務省令で定めるところにより、以下の事項が正しく表示されるようにしなければならない(②はオプトアウトの例外の場合は表示不要)。(法第4条)

- ① 送信者等の氏名又は名称
- ② －オプトアウトの通知を受けるための電子メールアドレス又は  
－オプトアウトの通知を受けるための電気通信設備を識別するための符号であって総務省令で定めるもの

↑  
省令

URL又はそれに対応するハイパーリンク

*【リンク先に求められる条件】*

- －オプトアウトの通知をするために必要な情報が明確かつ平易に提供される*
- －オプトアウトの通知を用意に行うことができるよう必要な措置が確保されている*

- ③ その他総務省令で定める事項

↑  
省令

- －オプトアウトの通知ができる旨
- －送信者等の住所
- －苦情・問合せ等を受け付けることができる以下のいずれか
  - ・電話番号
  - ・電子メールアドレス
  - ・URL又はそれに対応するハイパーリンク

(オプトアウトの例外の場合は表示不要)

## 表示方法(省令)

※電子メール内の表示事項は通信文と同一の文字コードを用いて符号化しなければならない

電子メールの中の任意の場所に分かり易く表示

オプトアウトの通知先である電子メールアドレス又はURL等の直前又は直後

任意の場所(リンク先での表示も可)  
リンク先での表示とする場合は、その場所を示す情報を電子メールに表示

# 表示の具体例

表示事項	表示場所等
①送信者等の氏名又は名称	電子メールの中の任意の場所に分かり易く表示
②オプトアウトの通知を受けるための電子メールアドレス又はURL等	電子メールの中の任意の場所に分かり易く表示 【リンク先に求められる条件】⑥ -オプトアウトの通知をするために必要な情報が明確かつ平易に提供される -オプトアウトの通知を容易に行うことができるよう必要な措置が確保されている
③オプトアウトの通知ができる旨	オプトアウトの通知先である電子メールアドレス又はURL等の直前又は直後 送信に用いられた電子メールアドレス宛にメール送信することで通知できる場合は、電子メールの中の任意の場所(受信者が容易に認識できる場所)
④送信者等の住所	任意の場所(リンク先での表示も可) リンク先での表示とする場合は、表示場所を示す情報を電子メールの中に表示 ⑦
⑤苦情・問合せ等を受け付けることができる電話番号、電子メールアドレス又はURL等	

## 表示画面の例

キャンペーン実施中！  
〇〇交響楽団の東京公演を  
会員限定でキャンペーン価格でご提供！

【配信停止手続】 ③

<http://www.example.com/customer/teishi@example.com> ②

【各種問合せ先】

<http://www.example.com/customer/> を参照 ⑦

〇〇〇〇〇〇株式会社 ①

所在地：〒100-000 千代田区霞が関9-1-1 ④

## リンク先画面の例

会員情報変更

- 登録情報の変更 <変更>
- 当店メルマガの送信 <送信先変更> <停止> ← ⑥
- 退会する <退会受付>
- 利用規約を確認する <確認>

<各種お問い合わせ>

TEL: 03-123-4567

[toiawase@example.com](mailto:toiawase@example.com) ⑤

〇〇〇〇〇〇株式会社

所在地：〒100-000 千代田区霞が関9-1-1 ④

# 特定電子メールの送信等に関するガイドラインの概要

平成20年の特定電子メール法の改正によりオプトイン規制が導入されたことから、「同意」の在り方等について、具体的な解釈指針を定めるもの

## 1 特定電子メールとは(適用範囲等(法第2条第2号等))

- ・「特定電子メール」の範囲(広告又は宣伝を行うための手段の意義、政治活動・非営利活動等との関係)
- ・「送信者」、「送信委託者」の位置付け

## 2 オプトイン規制における同意とその記録(オプトイン規制における同意(法第3条第1項第1号及び第2項))

- ・「同意」の取得(同意取得時に表示及びその表示方法、第三者同意、同意の取得・確認の電子メール、デフォルトオン/オフ等)
- ・同意を証する記録(保存の内容、保存期間等)

## 3 明示的な同意なしの特定電子メールの送信(オプトイン規制の例外(法第3条第1項第2号～第4号))

- ・「電子メールアドレスの通知」をした者(通知の内容及び方法、例外等)
- ・「取引関係」にある者(「取引関係」とは等)
- ・「自己の電子メールアドレスを公表」している団体・営業を営む個人(公表の方法)

## 4 受信拒否の手段(オプトアウト(法第3条第3項))

- ・同意のあとに実際に広告宣伝メールを受信した結果の受信拒否(通知の方法、例外等)

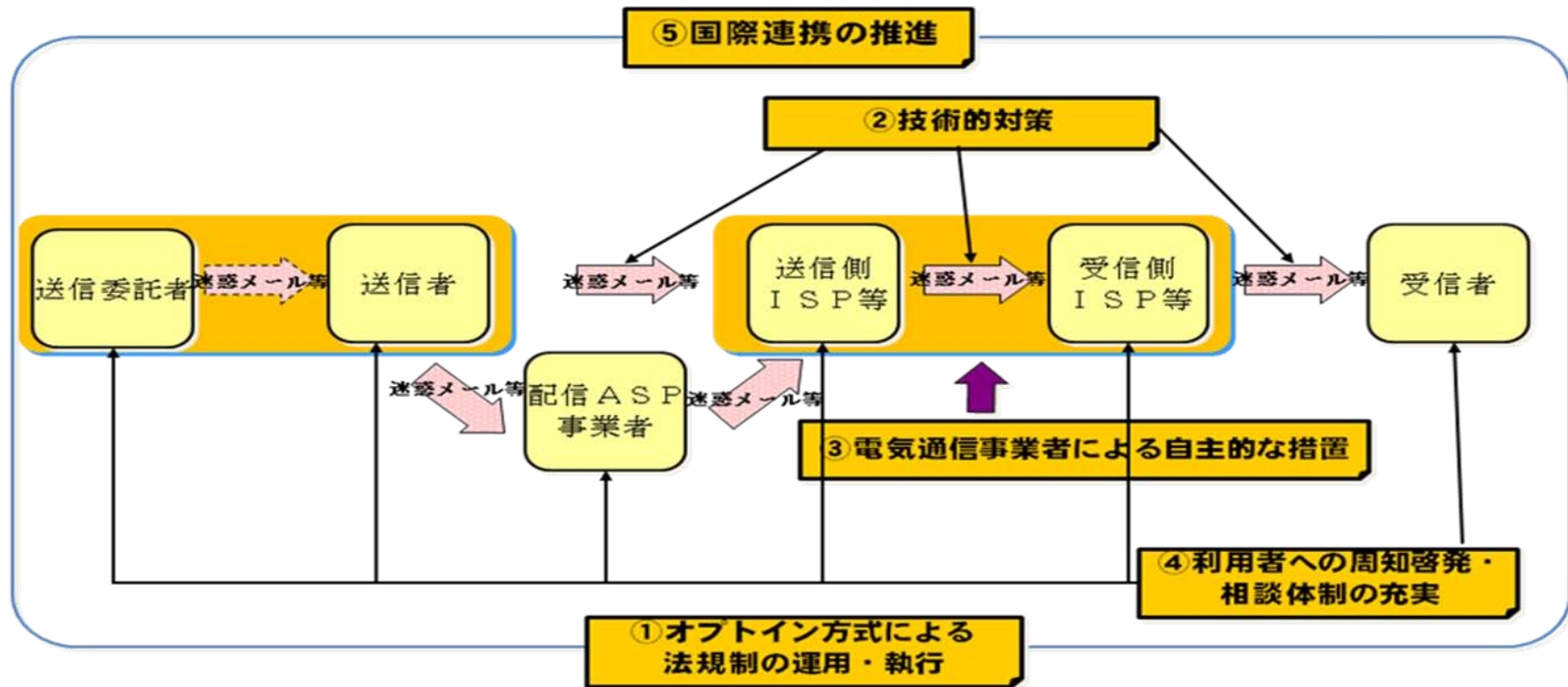
## 5 特定電子メールの表示義務(表示義務(第4条))

- ・「表示義務」についての考え方と基本的な表示事項
- ・「表示」として必要なその他の事項
- ・表示の方法

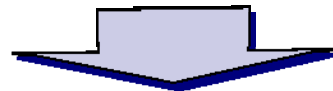
## 6 電子メールの送信の方法の改善命令(措置命令(法第7条))

- ・対象となる送信者の行為(一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信、送信者の行為等)
- ・電子メールの送受信上の支障の防止
- ・送信委託者に対する措置命令
- ・必要な措置

# 総合的な迷惑メール対策の推進



→スパム対策は“*No silver bullet*”（特効薬はない）であり、多面的な対応が不可欠。  
できるところから行動すべき（2004年2月開催のOECDスパムワークショップ）



**①～⑤の総合的な対応策を検討し、一層の利用者保護の強化等電子メールの利用についての良好な環境の整備を図る。**

※ **技術的対策の例：送信ドメイン認証、OP25Bの推進**

# 迷惑メール対策推進協議会

## 1 目的

- ✓ 迷惑メール対策の関係者間の緊密な連絡を確保し、最新の情報共有、対応方策の検討、対外的な情報提供などを行うことにより、効果的な迷惑メール対策の推進を図る。

※「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」(2007年7月～2008年8月)の最終取りまとめも踏まえ、設置されるもの。

## 2 構成

- ✓ 構成員

電気通信事業者、送信事業者、広告事業者、配信ASP事業者、セキュリティベンダー、各関係団体、消費者、学識経験者、関係省庁等  
(総務省、経済産業省、警察庁も、構成員の一員として参加) ※ 本会合のほか、実務担当者による幹事会を設置

- ✓ 座長等

座長:新美育文 明治大学大学院法学研究科教授 座長代理:松本恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授

- ✓ 事務局

(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター

## 3 主な活動内容

- ✓ 初回会合(2008/11/27)において、「迷惑メール追放宣言」を採択

- ✓ 今後、幹事会を中心に実務的な対応を検討して行く予定

(迷惑メールの状況・傾向、送信ドメイン認証技術やOP25B等技術的対策の普及・促進、電気通信事業者による自主的な措置、利用者への周知啓発、国際連携等)

## 電気通信事業者等 (11名)

坂田紳一郎	社団法人電気通信事業者協会 専務理事
桑子 博行	社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長
立石 聡明	社団法人日本インターネットプロバイダー協会 専務理事兼副会長
井上 恵悟	社団法人日本ケーブルテレビ連盟 理事・事務局長
田野 弘	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ コンシューマサービス部担当部長
石倉 雅巳	KDDI株式会社 コンシューマ技術統括本部プラットフォーム開発本部 au oneプラットフォーム開発部長
島野 公志	ソフトバンクモバイル株式会社 プロダクト・サービス本部 エンタープライズ・サポート統括部 統括部長
高瀬 哲哉	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ブロードバンドIP事業部長
林 一司	ニフティ株式会社 技術理事 IT統括本部長
櫻庭 秀次	株式会社インターネットイニシアティブ ネットワークサービス本部メッセージングサービス部シニアプログラムマネージャー
別所 直哉	ヤフー株式会社 最高コンプライアンス責任者兼法務部長

## 広告事業者等 (6名)

山田 和彦	社団法人日本広告業協会 法務委員長
丸山 直樹	インターネット広告推進協議会 専務理事
泉 宏和	マイクロソフト株式会社 ウィンドウズライブプロダクトマネージャ
関 聡司	楽天株式会社 渉外室室長
春田 真	株式会社ディー・エヌ・エー 常務取締役総合企画部長
岸原 孝昌	モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長

## 配信ASP事業者 (4名)

有田 道生	エイケア・システムズ株式会社 代表取締役
花戸 俊介	トライコーン株式会社 代表取締役
深井雄一郎	株式会社パイプドビッツ 取締役
谷井 等	シナジーマーケティング株式会社 代表取締役

## セキュリティベンダー等 (5名)

安元 英行	株式会社シマンテック パートナー営業本部xSPビジネス営業部部長
アラン・プロデリック	ソフォス株式会社 代表取締役社長
山本 剛正	アイマトリックス株式会社 マーケティング部部長
原田 英昭	アイアンポート株式会社 代表取締役社長
小島 國照	センドメール株式会社 代表取締役社長

## その他関係団体 (5名)

沢田 登志子	有限責任中間法人ECネットワーク 理事
高橋 徹	財団法人インターネット協会 副理事長
早貸 淳子	有限責任中間法人JPCERTコーディネーションセンター 専務理事
逸見 久雄	財団法人日本産業協会 事務局長・電子商取引モニタリングセンターセンター長
熊田 和仁	財団法人日本データ通信協会 迷惑メール相談センター所長

## 消費者 (4名)

浦川 有希	独立行政法人国民生活センター 相談部主査
長田 三紀	東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
石田 幸枝	社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会代表
田中 隆代	全国消費者団体連絡会 事務局

## 学識経験者 (6名)

岡村 久道	弁護士
斎藤 雅弘	弁護士
新美 育文	明治大学大学院 法学研究科教授
松本 恒雄	一橋大学大学院 法学研究科教授
佐久間 修	大阪大学大学院 高等司法研究科教授
長谷部恭男	東京大学大学院 法学政治学研究科教授

## 関係省庁 (3名)

二宮 清治	総務省 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長
杉山 幸成	経済産業省 商務情報政策局消費経済対策課長
栴田 好一	警察庁 生活安全局情報技術犯罪対策課長

## (参考2) 迷惑メール追放宣言

### 迷惑メール追放宣言

我が国では、携帯電話やインターネットの発展・普及に伴い、新たなコミュニケーション文化としての電子メールが広く国民に定着してきている。その一方で、いわゆる迷惑メールにより、望まない情報の着信による受信者への負担、大量のあて先不明の電子メールの処理に伴う電気通信ネットワークへの障害、正当なメールマーケティングを行う事業者への支障などが生じている。さらに、迷惑メールがフィッシングやワンクリック詐欺等に結びつくこともあるなど、電子メールというコミュニケーション手段の信頼性が脅かされる状況となっている。

この迷惑メールに対しては、平成14年(2002年)の「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の制定及び「特定商取引に関する法律」の改正などによる制度的な対応が始められた。本年には、両法の改正により、いわゆるオプトイン規制が導入されるなど、実効性の向上に向けた規制の強化が図られてきているところである。

また、迷惑メール対策については、このような制度的な方策のみならず、技術的な対策、電気通信事業者による自主的な措置、利用者への周知啓発・相談体制の充実、国際連携の推進など、関係者による総合的対策があわせて必要とされるものである。

本日、迷惑メール対策に関わる関係者が広く集まり、「迷惑メール対策推進協議会」を設置することとした。ここに集まった関係者は、それぞれの立場から自ら必要な措置を精力的に講じていくとともに、積極的に関係者への周知・広報活動を行うなど、継続的な取組を行うことにより、我が国からの迷惑メールの追放を図っていくことを宣言する。

2008年11月27日  
迷惑メール対策推進協議会

(別紙)

### 関係者が講ずるべき取組の例

(電気通信事業者)

- OP25Bなど、迷惑メールを送信させないための技術の開発・導入、外国の電気通信事業者への普及促進
- 迷惑メールフィルタなど、受信者側で利用可能な迷惑メール対策のためのサービス提供に関する情報提供
- 迷惑メール対策に関する関係者への情報提供

(広告関係者)

- 適正な同意の取得など、健全性を確保したメールマーケティングの実施
- 迷惑メール対策に関する関係者への情報提供

(配信事業者)

- 広告・宣伝メールの適切な配信
- 迷惑メール対策に関する関係者への情報提供

(セキュリティベンダー等)

- 効果的な迷惑メール対策製品等の提供
- 迷惑メール対策に関する関係者への情報提供

(消費者団体等)

- 利用者側で行える迷惑メール対応についての消費者に対する情報提供

(行政機関等)

- 法の迅速かつ適正な執行
- 迷惑メール対策に関する関係者への情報提供
- 迷惑メールに関する情報収集、受信者からの相談受付の適切な実施
- 迷惑メール対策に係る外国執行当局との連携の推進

(その他関係者)

- 送信ドメイン認証の活用など
- 迷惑メール対策に関する関係者への情報提供